

佐久大学別科助産専攻規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久大学学則第5条第3項の別科の取扱いについて定めることを目的とする。

(位置)

第2条 別科助産専攻は、長野県佐久市岩村田2384番地に置く。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は1年とする。

(最長在学年限)

第4条 学生は2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第5条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 看護師免許を取得している者
- (2) 出願の当該年度内において看護師免許取得見込みの者

(履修方法)

第6条 学生は当該年度始めに、履修する科目を「履修届」に記入し所定の期日までに提出しなければならない。

2 履修登録をした科目以外の科目、同一時間に2科目以上の履修及びすでに単位修得した科目を再履修することはできない。

(単位の授与)

第7条 定期試験(学期末または学年末)に合格した場合は、当該科目の単位を修得したものと認める。

(定期試験受験資格)

第8条 次に該当する場合は、定期試験の受験資格は与えられない。

- (1) 出席時間数が履修時間数の2/3(臨地実習の場合は4/5)に満たない者。
- (2) 履修登録をしていない科目。
- (3) やむを得ない事情(傷病、災害等)で試験を受けることができない場合の「欠席届」(医師の診断書等の証明書添付)が未提出の者。
- (4) 授業料を所定の日までに納入していない者。

(成績の評価)

第9条 成績評価は、5段階としS・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

表示	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(追試験・再試験)

第10条 第8条に該当しない者に限り、追試験・再試験を願い出によって受験することができる。追試験・再試験に関する事項は別に定める。

(卒業要件)

第11条 卒業の要件は、第3条に規定する修業年限以上在学し、かつ所定の授業科目及び単位数を修得するものとする。(別表第1)

(その他)

第12条 本規程に定めのないものについては、本学学則を準用する。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 《省略》

シラバス「教育課程表」参照